

市民・事業者の皆様へ

火災予防の手続には 電子申請 が便利です



ASAHIKAWA
CITY

旭川市消防本部



一部の申請・届出について 電子申請が可能となりました

いつでも

24時間365日時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレット(※)から、場所を問わず申請が可能です。

簡単に

- ① 旭川市のホームページから申請したい届出様式をダウンロード
- ② ダウンロードした届出様式に必要事項を入力して届出を電子データで作成
- ③ 必要な場合は、添付書類を事前に電子ファイル化して用意 ⇒簡単申請！



申請ページはこちらから

申請時の注意事項

電子申請の場合、副本等の返却はありません。

消防機関の受領印等が押印された届出書(副本)を必要とする場合は、これまでのとおり、窓口又は郵送による届出を行ってください。なお、郵送の場合は2部以上の提出及び返信用封筒が必要です。

申請書類の確認作業に数日いただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

電子申請の手続きは

旭川市のホームページの「旭川市へのオンライン申請」
「消防・救急」カテゴリー
→「各種消防本部・消防署へ提出する申請届出等」
↓
消防本部予防課 「申請・届出様式出力ページ」
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/557/559/p0078141.html>

電子申請可能な手続の一例

(令和8年1月1日現在)

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ①防火(防災)管理者選任(解任)届出書 | ⑦防災管理点検結果報告書 |
| ②消防計画作成(変更)届出書 | ⑧消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 |
| ③統括防火(防災)管理者選任(解任)届出書 | ⑨工事整備対象設備等着工届出書 |
| ④全体についての消防計画作成(変更)届出書 | ⑩消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書 |
| ⑤自衛消防組織設置(変更)届出書 | ⑪自衛消防訓練通知書 |
| ⑥防火対象物点検結果報告書 | ほか、50手続きが可能になりました。 |

※電子申請を行う際は、使用する機器にExcelやWord、PDF等を使用できるものが必要です。

また、申請した内容の処理状況は申請者本人が隨時、照会することが可能です。届出書について担当部署による内容確認後、受付処理が完了した旨を申請状況の照会情報または電子メールによりお知らせします。

電子申請方法に関する問合せ先

旭川市消防本部 予防課

TEL:0166-74-3584(直通)

Eメール:yoboshido@city.asahikawa.hokkaido.jp